

第5回 我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 議事要旨

■ 日時：令和5年7月25日（火）17時00分～18時30分

■ 場所：経済産業省別館1107会議室・オンライン併用開催（Teams）

■ 議題：

1. 開会
2. 民間企業によるイノベーション投資の促進に関する事務局説明
3. 自由討議
4. 閉会

■ 議事概要

上記議題について広く意見交換を行い、下記のような議論が行われた。

- 全体で見ると、制度を本格的に導入していくには道半ばである。これから交渉していく中で、ゴールにたどり着くまでにはハードルや妥協点があると思う。その時に大事であるのは、目的を共有することである。これは日本を強くするためのものであり、イノベーションの循環を促し、日本の国力を上げ、日本の税収を上げる入口の制度である。何かが起こり、隘路に入りそうになったら目的に立ち返り、どういう解決策やどういう落とし所であればこの目的が達成できるのかを考える。冒頭において、本制度の目的や位置付けをより明確にし、個別の議論になったときには目的に立ち返りながら進める必要があると感じる。
- 日本でイノベーションを起こすことを目的とした税制を導入するには、インパクトが必要である。そうでなければ、日本でやろうという話にならない。例えば、新しいことをやろうとしている米国の若者が日本に良い税制があると考えてもらえる、そのくらいのインパクトを本税制に求める必要がある。そのためには、優遇税率にインパクトがないと、企業的意思決定に影響を与えるものにはならない。諸外国との比較があるが、諸外国に比して日本の存在感を高める税制にすべきであるというメッセージを含めてもらいたい。
- 本税制のアピールポイントとして、企業の立場からは、このような税制による優遇と補助金とでは税制を好む。これは、補助金は例えば設備投資にあわせて資金提供を受けることができるが、ワントimeで来年なくなるかもしれない、税のランレートを下

るほうが、予見可能性が高まり継続性も想定できるためマーケットから評価されるためである。また、税制の場合は、外部のタックスコンサルタントが税制の研究を行い、企業に適用事例を作る話を持ち掛けてくれるが、補助金の話はあまり来ない。予見可能性がないと、拠点を作り、人を配置するという大きな意思決定には中々いたらない。本制度が導入され、税率のランレートが低い環境で収益を上げられれば、企業は自ら選んで日本に拠点を作るようになるという点もアピールポイントである。重点化の部分や目的の部分でアピールすると良い。

- 冒頭で、研究開発が停滞していることが問題であると指摘している。それは問題であると思うが、アウトプットに対する税制を提案しようとしているので、インプットの停滞よりも、インプットに対してアウトプットがついてきていないことを問題とするべきである。この点は2000年位から言われており、MOT をやらなければいけないとなった。例えば、指標として IMD の国際競争力年鑑の順位が低いことや、特許数は優れているが所得につながっていないことが問題である。その点をフォーカスし、その循環が消えている話とする。所得の先には皆の幸せがある。イノベーションの担い手である企業が儲かることにより税金が上がり、給与にも反映される。資本の分配を通して皆が幸せになる。どれだけインプットしても、アウトプットにつながなければ、経済が良くなるということが前提としてあるので、そこを良くしたいということ強調すると良い。
- アウトプットがなかなか出てこないのをそれを促すというところに今回の力点があることが、第一印象として伝わる中間とりまとめであると良い。読み手に強調することで、これまでの議論が活かされる。
- 資料4のp30について、海外事業者への譲渡収益を対象から外すか否かについて、IPの譲渡価格の妥当性にもよると思う。IPの譲渡により将来的に生じる逸失利益を考慮して適切な価値評価を行い、マネタイゼーションされるのであれば、IPの所有権を保有し安定的なロイヤルティを得るのか、ワンショットの譲渡による大きな利益をとるのかの違いとなる。継続的に日本で研究開発活動が行われる余地がなくなるという観点では、対象から外すという考え方もあろうが、日本で所得をしっかりと確保できるという観点に立つと、譲渡価格が妥当である場合は対象としても良いのではないか。修正ネクサスの考え方において、経済的所有権があるかどうかで判定したらどうかという議論もあり、これは言葉をかえれば、所得を日本で確保している以上は対象とするということだと思うので、それとの整合性の観点からも対象とすると良い。
- イノベーションボックス税制にはいろいろな考え方がある。制度趣旨として4つ記載

されており、研究開発税制と比較したうえで、なぜアウトプットにインセンティブを与えるのかという観点で考えると、イノベーション創発の段階ではなく、活用する局面でインセンティブを与えるところに意味がある。知財を売却する場合には、イノベーションの拠点を日本に残すという意味では効いてくる気はしたが、知財を活用して日本でどう使うかという目線からは外れてしまう。4つの制度趣旨のうち、どこに重点を置くかにもよるので、絞るべきだと言うつもりはないが、我が国のイノベーションボックス税制の可能性と整合させていくと良い。

- 事前の承認について、いろいろな課題があり意見が出ている。英国のHMRCに聞きに行くなど、運営方法や事業の選択方法について調べると良い。彼らは税制を政策のツールとして明確な意思をもって利用しているので、国際的なイコールフットイングの観点から、そのようなツールが日本の税務当局にできるという点がアピールポイントになる。
- 事前確認について、なるべく外形標準で対応しなければ、行政コストも高まり、利用者側も使いにくくなる。研究開発税制のスタートアップ該非判定スキームがあるとのことだが、今回の税制はイノベーションを対象とするので、範囲がとても広い。スタートアップの認定においては、法律上で限定的な目的があり、細かい要件に該当するかを認定するものだが、この税制は経産省の所管業種にとどまらない。例えば、銀行のイノベーションを経産省が確認することはかなり難しく、現実味がない気がする。また、事前合意と事前確認は全く違うものである。海外は税務当局と事前合意をしている。研究開発税制における国税庁の試験研究費のガイドラインのように、事例を揃えていくことはどうか。外形標準がうまくいかなければ、そのような対応を検討すると良い。
- 適格所得比率は間接方式において最初に除外する項目であるが、定義やスコープを明確化する必要がある。基本的利益や販売・マーケティング無形資産由来の利益は別途、後のプロセスで控除するステップが入っている。適格所得比率として最初の段階で控除する事で、二重に利益が除外されることのないよう、定義やスコープの明確化が必要である。
- 産業競争力に繋がる特定分野に対象を絞ることを税務当局に指定される可能性がある。これまで分野に関する議論はあまりできていなかった。例示として、AI、DX、GX、経済安全保障とあるが、このうち経済安全保障はなじまない。経済安全保障は重要特定技術として、AI、量子コンピュータ等の先端技術が該当する。本制度は知財がベースとなるもので、知財というのは囲い込みである。知財の目的は、研究のインセンテ

イブを高める側面に加え、発明の公開により社会全体のイノベーションを進めていく普及の効果もある。本制度により、特許を取得するインセンティブが高くなるが、エマージングテクノロジー／知財で先端技術を押さえていく領域は、技術的なイノベーションの広がり逆行する可能性があるため、慎重に考える必要がある。どのような分野を対象とするかにもよる。イノベーション循環について、発明者のインセンティブだけでなく、社会全体の構成という要素もあることを認識し、特定分野に焦点をあてる場合の制度設計をしていく必要がある。

- 制度の運用プロセスの中で分野を絞る点について、産業分野なのか技術分野なのかは十分に議論できていなかった。方向性として政策的に重要と考えられるという点はそのとおりであるが、どう絞るか。また、分野を特定した後に、適格性をどう確認するか。例えば、AI の技術や産業を本制度の対象としたときに、どういう企業が AI テクノロジーの企業なのかという適格性の確認方法を議論していかないと曖昧になる。AI を使用していればよい、どのようなものでも GX に該当するということになる、結局は分野を絞れないことになる。最初から次善の策を準備する必要はなく、全産業領域にわたりイノベーションを優遇していくべきであると思うが、分野を絞る方法は検討しておくべきである。
- 入口と出口として、研究開発税制とイノベーションボックス税制はセットであり、今回の検討は後者がメインである。後者は出口であり、日本はグローバルで通用するコンテンツを作らなければいけないが、それをサポートする税制は研究開発税制の方である。ソフトウェアに関しては税制優遇が難しいという議論があり、そこが抜け落ちてしまうと、コンテンツが生まれてこない。今グローバルですでに通用しているものが税制優遇されるので、コンテンツを持っている会社だけが、今まで優遇されていなかった対象から新たな投資原資を確保できる税制であると感じる。また過去からの経緯もあり、試験研究費を対象とした研究開発税制を抜本的に見直すのは難しいので、新たに自社開発の無形資産を対象とするイノベーション促進税制を新設し、既存の研究開発税制と併存させることが当研究会において提案された。我々が一番望んでいたのは、優遇措置の増額というよりも、海外投資家の誤解を払しょくするために、有報等の開示において研究開発費として開示できる金額を膨らませたいことであり、イノベーションボックス税制とイノベーション促進税制の二本立てがあればと期待していた。今後の課題として考えてほしい。
- 資料 4 の p44 のところで、研究開発税制に関する論点をもう少し強調しておく。研究開発税制も変えないと、アウトプットに対して税の恩恵を受けられるだけになってしまう。それをさらにインプットに回すためには、今後さらに研究開発税制も整合的に

なるように変えていく必要があることは重く受け止め、決して忘れていないという主張は必要である。イノベーションを循環させるにはインプットの方にもつなげられる支援が必要である。アウトプットだけでは不十分であることを強調し、資料の p44 にその点を明記できると良い。

- イノベーションボックス税制の対象である研究開発を行うことで取得した知的財産について、研究開発税制の試験研究費の範囲と同じであると思われた瞬間に本来の目的とは違うものになってしまう点が懸念される。この税制を打ち出すことで、研究開発税制にも波及していくことも見込み、試験研究費よりも広い範囲であることをフラスカティ・マニュアルも用いて説明する。試験研究費の定義が狭い範囲でおさえられている状況があり、その点は明確にされているので、打ち出し方が重要である。ソフトウェアは当然大事であり、この点はAIなどで政策的にも理解されている。さらに、文系的な人文科学系の研究開発についてもフラスカティ・マニュアルの中で認められているので、研究開発に含めるべきであると思う。恩恵を受ける対象業種は、経産省の所管外である銀行、教育、運輸等と多岐に渡るなので、幅広く意見を聞かれると良い。
- 資料 4 の冒頭の部分において、イノベーション循環が重要であると言われている。それ以降、循環という言葉が資料中にあまり出てこない。制度自体は非常に良く検討されており、この方向で良いと思う。内容よりも見せ方として、資料 4 の p44-45 の終わりにという部分で、イノベーション投資を推進するにあたり循環が生まれ、先ほどのインプットとアウトプットの議論にも重なるが、この制度を導入することにより、次の再投資にまわり、次のイノベーションが生まれるという循環をもたらすという制度のアウトカム／もたらすものを強めに書くと良い。
- 資料 4 の p45 について、最後のパラグラフで、イノベーションボックス税制を速やかに導入することを提言する、という 1 文の前に、インプット支援税制である既存の研究開発税制に加えて、という文言を追記してはどうか。諸外国とのイコールフッティングという視点では、研究開発税制とイノベーションボックス税制は二者択一、トレードオフの関係にある制度ではなく、研究開発税制がある中で補足的に位置付けられる制度であることが趣旨であると思うので、その点を明確にすると良い。
- 最初の点について、資料 4 の p8 の最後の段落で、インプットとアウトプットそれぞれの役割があり、目的が異なるという話をしている。諸外国ではインプットかアウトプットかという議論にはなっていないが、日本はそこまで理解が浸透していないので、解きほぐしていかないといけない。資料 4 の p45 の主要国において、インプットとアウトプットを併用するような税制が標準装備になっている旨を強調した上で、日本で

は残念ながらそこまで浸透していない点を認識しているというニュアンスを出しながらも、諸外国は異なるので、だからこそ我が国で速やかに導入すべき、と締め括ると良い。

- 資料 4 の p48-49 の手続きの流れについて、直接方式と間接方式で分かりやすくまとめられている。申請について、申請の内容が直接・間接で同じではないだろう。直接方式は支出と所得の追跡が前提となるので、追跡の粒度が重要な論点であり申請項目となる。間接方式は追跡を前提としない、形式配分による計算になるので、適格所得比率や基本的利益の控除項目の考え方や算定プロセス、定式フォーミュラに対して企業側の解釈や理解が正しいかなどが確認事項になる。資料 4 の p41 にも同じような記載があるので、直接方式と間接方式を差異化して記載すると良い。
- 企業として感じた点は、回収したロイヤルティに対する優遇税制となると、研究開発のモチベーションとなり、さらに回収するモチベーションにもなる。結果的には日本の税収につながる。いろいろな業界の話があり、資料 3 の p8 の直接方式 と間接方式では、業界の様子をうまく 2 つにまとめていただいた。
- 決算や税務の実務家の立場からは、事前確認のプロセスのうち、特にスケジューリングが気になっている。資料 4 の p48-49 について、各社の決算期末を起点とした時に、企業からの申請と経産省等による第三者の確認のリードタイムとして、期末からどれくらいの時間が得られるのかを重視している。今回の税制は、会計・税務部門だけで分かるものではなく、申請書の 5 つの部分のうち、③の粒度をどこまで落とせるのかを考えるには、事業部門や知財部門と内部のディスカッションを重ね、数か月の期間が必要であると思う。税務申告の期限に間に合わせるためには、決算期末後に申請して確認というスケジューリングは難しい。決算前に確認を行い、決算後にフォーミュラへ変数をのせていくという実務で対応できれば、使い勝手の良い制度になる。

以上

お問い合わせ先
経済産業省産業技術環境局
技術振興・大学連携推進課
電話：03-3501-1778